

## 1章

## 刈谷市バリアフリー基本構想について

## 1

## 刈谷市交通バリアフリー基本構想改定の背景

本市では、平成17年3月に「刈谷市交通バリアフリー基本構想」（以下「前構想」という。）を策定し、刈谷駅周辺を重点整備地区に定め、鉄道駅及び道路のバリアフリー化を進めてきました。

刈谷駅南口周辺では、平成22年に「みなくる刈谷」（刈谷駅南地区第一種市街地再開発事業）が竣工し、エレベーターが整備された歩行者回廊（ペDESTリアンデッキ）、駅前広場などが整備されました。また、平成30年6月に「刈谷市中心市街地まちづくり基本計画」を策定し、JR刈谷駅の改良や刈谷駅北口周辺の新たな整備が計画されています。

国においては、平成6年9月に建築物のバリアフリー化を促進する「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」、平成12年11月に公共交通機関、道路、信号機等のバリアフリー化を促進する「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」を施行し、建築物、公共交通機関、道路のバリアフリー化を進めてきました。また、平成18年12月に公共交通機関、道路、路外駐車場、都市公園、建築物、信号機等のバリアフリー化を一体的・総合的に促進する「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」を施行し、その後、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、全ての国民が共生する社会の実現を目指し、全国において更にバリアフリー化を推進する「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」が平成30年11月及び平成31年4月に施行しました。

これらの背景をもとに、本市においてもより一層のバリアフリー化を進めていくため、前構想を「刈谷市バリアフリー基本構想」に改定します。

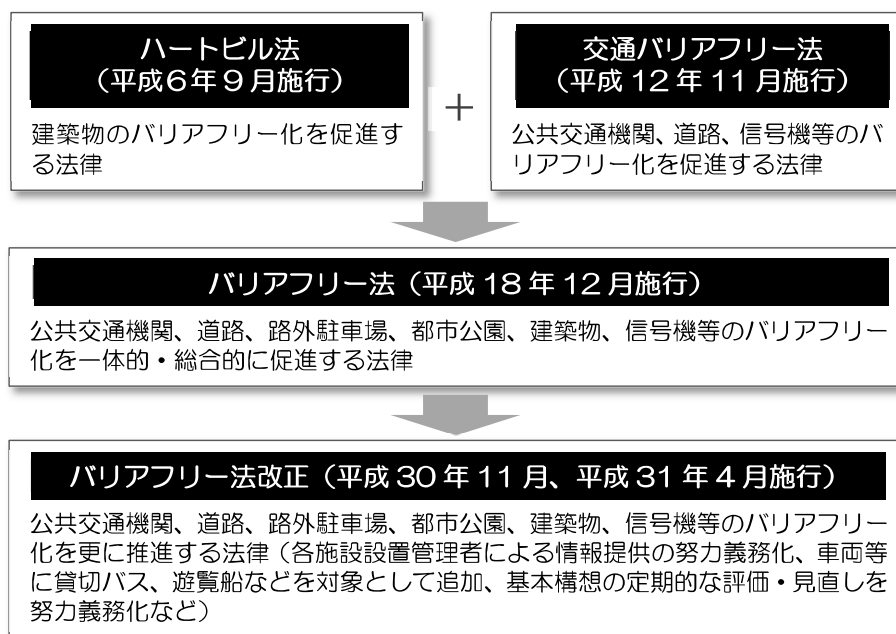


図 1 バリアフリーに関連する法律の流れ

## 2 バリアフリー法の概要

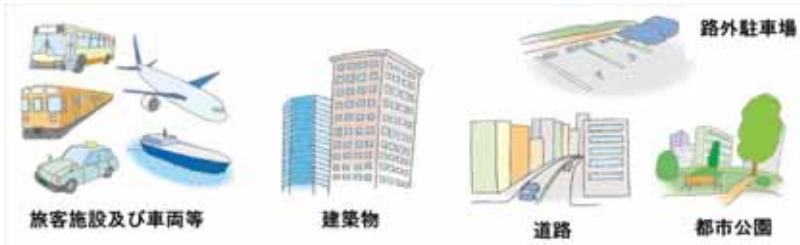
バリアフリー法では、特定の公共交通機関や道路などの新設等を行う際に、施設設置管理者等に対して「移動等円滑化基準」への適合を義務付け、既存の当該施設などにおいては、基準適合するように努力義務が課されます。また、施設が集積する地区では移動等の円滑化を推進する制度として、移動等円滑化促進地区や重点整備地区を設定し、重点的かつ一体的なバリアフリー化を図る「移動等円滑化促進方針（マスタープラン）」及び「基本構想」を策定することができます。

### 基本理念

○バリアフリー法に基づく措置は、「共生社会の実現」「社会障壁の除去」に資することを旨として行わなければならない

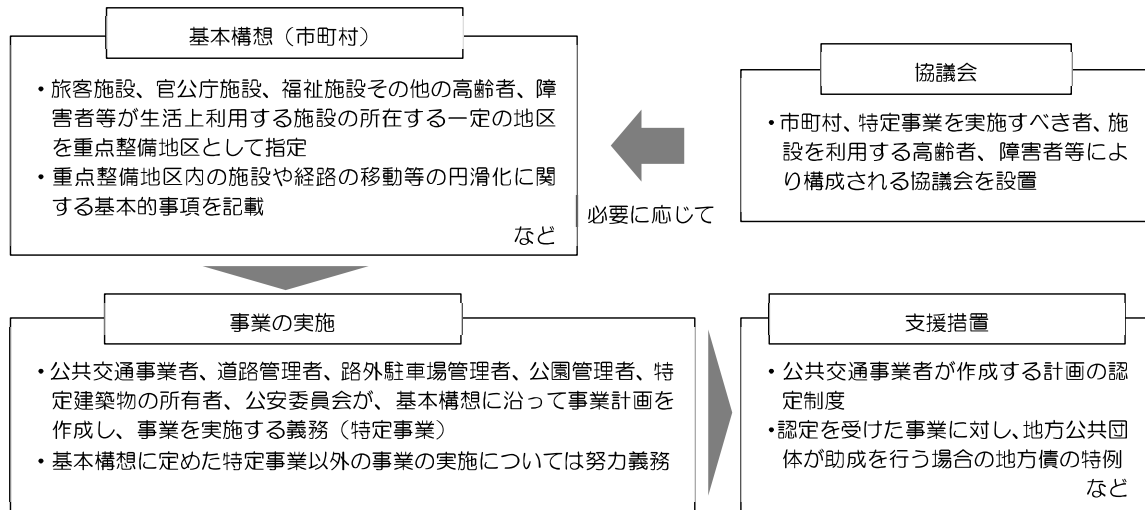
### 公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進

- 特定の施設での移動等円滑化基準の適合については、新設等は義務、既存は努力義務
- 特定の施設については、新設等・既存にかかわらず、基本方針において各施設の整備目標を設定し、整備を推進
- 特定の施設の施設設置管理者等は、円滑に利用するために必要となる情報の提供に努める



### 地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

- 市町村が作成する基本構想に基づき、重点整備地区において重点的かつ一体的なバリアフリー化事業を実施
- マスタープラン・基本構想の作成、定期的な評価・見直しについては努力義務



### 心のバリアフリーの推進等

- バリアフリー化の促進に関する国民の理解・協力の促進
- 国は、高齢者、障害者等の関係者で構成する会議を設置し、移動等円滑化の進展の状況を定期的に把握し、評価する

図 2 バリアフリー法の概要

### 3 基本構想の位置付け

刈谷市バリアフリー基本構想は、バリアフリー法及び移動等円滑化の促進に関する基本方針に基づくとともに、「刈谷市総合計画」をはじめ、「刈谷市都市計画マスタープラン」などのまちづくりに関する計画や、「刈谷市障害者計画」などの福祉に関連する計画などと整合を図っていきます。

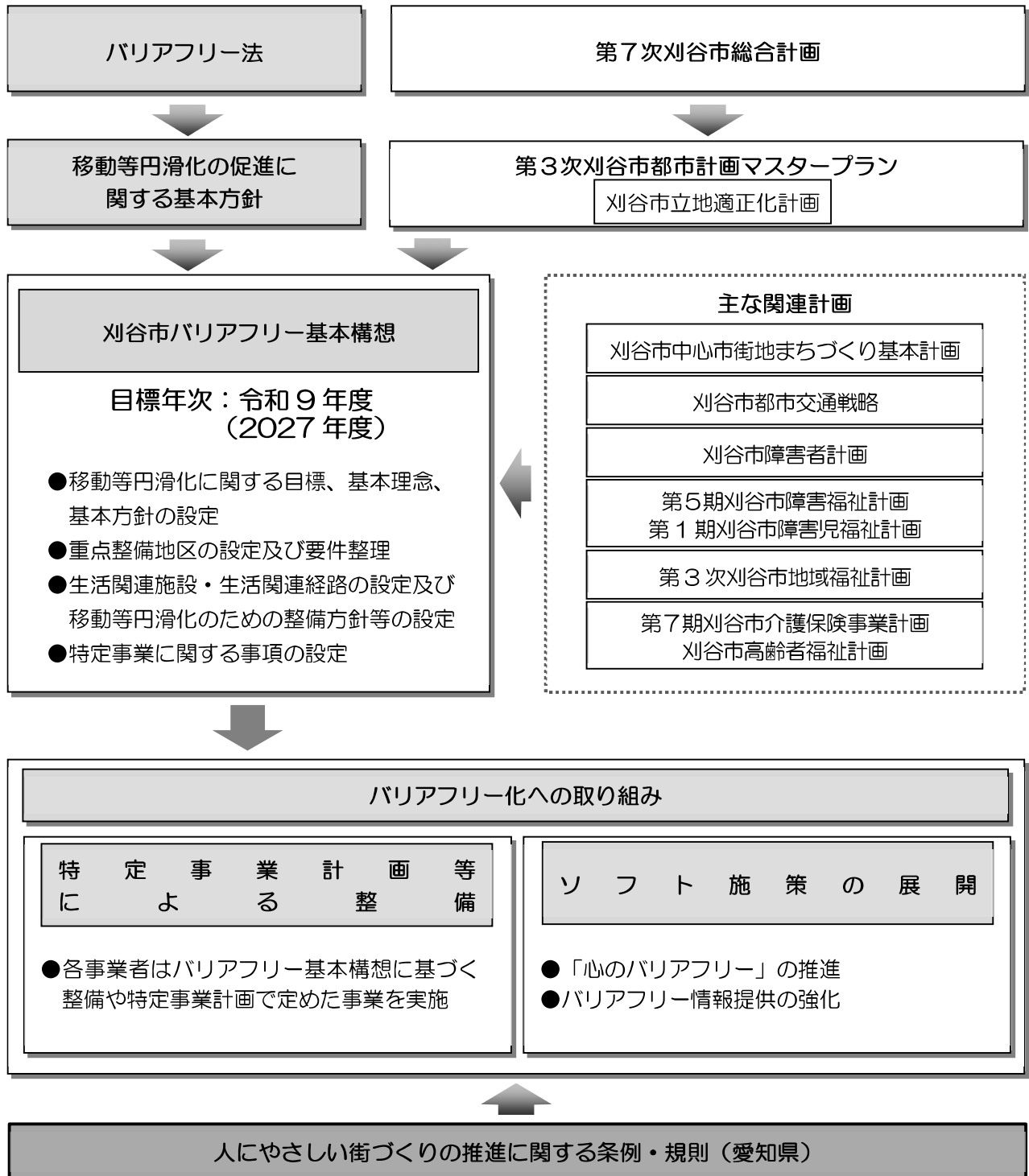


図 3 基本構想の位置付け

## 4 計画期間

「刈谷市中心市街地まちづくり基本計画」の計画年次に合わせて、刈谷市バリアフリー基本構想の計画期間は、令和9年度（2027年度）までとします。



図 4 基本構想の計画期間